

雇用保険のしおり



このしおりは、雇用保険制度のあらましについて記載しています。
詳しくは、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

○県内のハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク	所在地	Tel
山形	〒990-0813 山形市桜町 2-6-13	023-684-1521
米沢	〒992-0012 米沢市金池 3-1-39 米沢地方合同庁舎内	0238-22-8155
酒田	〒998-8555 酒田市上安町 1-6-6	0234-27-3111
鶴岡	〒997-0035 鶴岡市馬場町 2-12 鶴岡第2地方合同庁舎 1 階	0235-25-2501
新庄	〒996-0011 新庄市東谷地田町 6-4 新庄合同庁舎内	0233-22-8609
長井	〒993-0051 長井市幸町 15-5	0238-84-8609
村山	〒995-0034 村山市榑岡五日町 14-30	0237-55-8609
寒河江	〒991-8505 寒河江市大字西根字石川西 340	0237-86-4221

「雇用保険被保険者証」は大切に保管しましょう！

「雇用保険被保険者証」は、雇用保険に加入していることを確認するための大切な書類です。事業主がハローワークへ届出を行い、その方が被保険者となったことについて確認がなされた場合、ハローワークから事業主へ「雇用保険者資格等確認通知書」と「雇用保険被保険者証」が交付されます。交付については、事業主にご確認ください。

また、雇用保険被保険者証に記載された「被保険者番号」は、離職後に再就職する場合、次の就職先でも同じ番号を使用しますので、書類は大切に保管してください。

雇用保険制度について

○雇用保険とは・・・

雇用保険制度は、働く方が失業した場合に、生活の安定を図って就職活動を容易にするための**求職者給付**、再就職の促進を図るための**就職促進給付**、働く方の雇用の継続を図るための**雇用継続給付**、男女問わず仕事と育児の両立を実現するための**育児休業等給付**、能力開発の取組みを支援し雇用の安定を図るための**教育訓練給付**、事業主への助成などを行う雇用に関する総合的な機能を持った制度です。

○被保険者とは・・・

次に該当する方は、事業所の規模に関わりなく、原則として全て雇用保険の被保険者となります。
(個人経営で労働者が常時5人未満の農林水産業を除く)

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 31日以上の雇用見込みがあること

なお、季節的に雇用される方については、1週間の所定労働時間が30時間以上かつ4か月を超える雇用見込みがある場合に限り被保険者となります。

○保険料は・・・

事業主が労働者に支払う賃金の総額を基礎として算定したものを、事業主がまとめて納付します。

令和8年度 (令和8年4月1日～令和9年3月31日)	保険料率	事業主負担分	労働者負担分
農林水産・清酒製造の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000
上記以外の事業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000

失業等給付について

○求職者給付とは・・・

【基本手当】

一般被保険者が離職し、労働の意思能力がありながら職業に就くことができない場合に受給することができます。受給するためには、離職日以前の2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上(倒産解雇等の理由による離職の場合は1年間に6か月以上で可)あることが必要です。被保険者期間は、離職日から遡り1か月ごとに区切った期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。ただし、賃金支払基礎日数が11日以上のある月が12か月ない場合は、完全月で賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。

なお、基本手当の日額は、離職前6か月の賃金を平均した1日分の45%～80%で、下限額と上限額が定められており、賃金の低い方ほど高い割合での支給となります。

また、受給できる日数は、被保険者期間や離職理由等により定められており、受給できる期間は、離職日の翌日から1年間です。

事業主がハローワークへ離職の届出を行うと、「離職票」が交付されます。事業主から離職票が届いたら、ご本人の住所(居所)を管轄するハローワークで受給手続きを取る必要があります。

その後、4週間ごとに失業の状態を確認し、失業している日について基本手当を受給できます。

なお、自己都合で退職した場合は、待期が経過した後さらに1か月(令和7年3月31日以前に自己都合退職した方は2か月、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された場合は3か月)経過支給するまで支給されません。これを給付制限といいます。

また、病気やけが、妊娠等の理由によりすぐには職業に就けない場合や、令和4年7月1日以降に事業を開始等した場合は、申請により受給期間を延長することができます。

①定年・期間満了・自己都合等離職（②③以外）

被保険者期間 離職時年齢	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
65 歳未満	90 日	120 日	150 日

②障害者等の就職が困難な方

被保険者期間 離職時年齢	1 年未満	1 年以上
45 歳未満	150 日	300 日
45 歳以上 65 歳未満		360 日

③倒産、解雇、一定の要件を満たす雇止め等による離職（②を除く）

被保険者期間 離職時年齢	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	-
30 歳以上 35 歳未満		120 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		150 日		240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

【**高齢求職者給付金（一時金）**】65 歳以上で離職し、労働の意思能力がありながら職業に就くことができない場合は、**高齢求職者給付金**を受給することができます。受給額は、被保険者期間により、6 か月以上 1 年未満は基本手当の 30 日分、1 年以上は 50 日分です。

なお、離職日以前 1 年間に 6 か月以上の被保険者期間が必要です。

【**短期特例一時金**】季節的に雇用され**短期雇用特例被保険者**となった方が離職し、労働の意思能力がありながら職業に就くことができない場合は、**短期特例一時金**を受給することができます。受給額は、基本手当 30 日分（当面 40 日分）です。

なお、離職日以前 1 年間に 6 か月以上の被保険者期間が必要です。

○就職促進給付とは・・・

受給者が、所定給付日数の 1/3 以上を残して安定した職業に就いた場合に**再就職手当**を受給することができます。また、再就職手当を受けた方が、再就職先で 6 か月以上雇用され、再就職の賃金が離職前の賃金より低い場合に**就業促進定着手当**を受給することができます。また、就職活動を支援する給付として、移転費、広域求職活動費、短期訓練受講費、求職活動関係役務利用費等が受給できる場合もあります。

○雇用継続給付・育児休業等給付とは・・・*支給申請手続きは、原則、事業主を通じて行います。

【**高齢雇用継続給付**】**高齢雇用継続基本給付金**は、60 歳以上 65 歳の一般被保険者で被保険者期間が通算して 5 年以上ある方について、原則 60 歳時点に比べて賃金が 75%未満に低下して働いている場合に、各月に支払われた賃金の最大 10%の給付金を受給することができます。**高齢再就職給付金**は、失業給付の基本手当を受給していた方が 60 歳以降に再就職し、賃金が低下した等一定の要件を満たして働いている場合に、各月に支払われた賃金の最大 10%の給付金を 65 歳までの最長 2 年間受給することができます。

【**介護休業給付金**】職場復帰を前提として、被保険者が対象となる家族を介護するために介護休業を取得し、介護休業中の賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等一定の要件を満たす場合に、休業開始時賃金の最大67%（3か月間）を受給することができます。

【**育児休業給付金**】職場復帰を前提として、被保険者が1歳（一定の要件を満たす場合は最長2歳）未満の子を養育するための育児休業（2回まで分割取得可）を取得し、一定の要件を満たすと**育児休業給付金**を受給することができます。また、子の出生後8週間の期間内に合計28日を限度に産後パパ育休（出生時育児休業）を取得した場合、一定の要件を満たすと**出生時育児休業給付金**の支給を受けることができます。そのほか、両親（例外あり）ともに14日以上育児休業を取得した場合に**出生後休業支援給付金**を受給することができます。

【**育児時短就業給付金**】被保険者が2歳未満の子を養育するために、所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下する等一定の要件を満たすと受給することができます。

○教育訓練給付とは・・・

一定の要件を満たす被保険者（または離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し終了した場合、ご本人が支払った受講費用の一定割合額を受給することができます。訓練内容により給付の要件や手続きが異なりますのでご注意ください。

なお、指定講座は、以下の**厚生労働大臣教育訓練講座検索システム**でご覧になれます。

【URL】 <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

【二次元コード】



【**一般教育訓練給付**】支給対象の方は、教育訓練経費の20%（上限10万円、ただし4千円を超える場合）を受給することができます。

【**特定一般教育訓練給付**】支給対象の方は、教育訓練経費の40%（上限20万円、ただし4千円を超える場合）を、資格取得等をし修了後1年以内に被保険者として雇用された場合は、さらに10%追加で受給することができます。（ただし、受講開始14日前までに、訓練前キャリア・コンサルティング及び受給資格確認を受けることが必要です。）

【**専門実践教育訓練給付**】支給対象の方は、訓練受講中に教育訓練経費の50%（年間上限40万円、ただし4千円を超える場合）を、資格取得等をし修了後1年以内に被保険者として雇用された場合は、追加で20%、修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合はさらに追加で10%受給することができます。（ただし、受講開始14日前までに、訓練前キャリア・コンサルティング及び受給資格確認を受けることが必要です。）

なお、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合、**教育訓練支援給付金**を受給することができます。

○教育訓練休暇給付とは・・・

被保険者期間が通算5年以上ある被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるために無給休暇を取得した場合、一定の要件を満たすと、**教育訓練休暇給付金**として休暇期間中失業給付に相当する金額を受給することができます。

山形労働局（'26.04）